

## 15 熊本県労働審議会

職業能力開発促進法に基づき、知事の諮問に応じて、労働者の福祉、雇用及び就業の促進及び県職業能力開発計画その他産業人材の育成に関する事項について調査審議し、答申するため設置されています。

### (1) 審議会委員名簿

(50音順・敬称略)

区分	氏名	主な役職名
学識経験者	荒川 直子	熊本日日新聞社編集局暮らし情報部編集委員
	植村 麗子	熊本労働局雇用均等室長
	久間 清俊	熊本県立大学教授
	徳丸 ワカ子	熊本県労働委員会委員
	西 公一郎	熊本県高齢・障害者雇用支援協会事務局長
	野田 珠實	キャリア・アップくまもと会長
	山下 勉	元 熊本大学教授
事業主代表	出田 宏	熊本県専修学校各種学校連合会副会長
	富田 潤一	熊本県建設業協会副会長
	中嶋 健一	熊本県経営者協会専務理事
	米村 亦二	熊本県工業連合会常任幹事
労働者代表	稲田 富貴子	自治労熊本県本部特別オルグ
	田川 仁	自治労熊本県本部書記長
	西 広継	日本労働組合総連合会熊本県連合会副事務局長
	山下 繁彦	雇用労熊本支部長

### (2) 熊本県労働審議会条例

#### (設置)

第1条 熊本県の雇用及び就業の促進その他の労働に関する重要事項を調査審議するため、熊本県労働審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第91条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関とする。

#### (所掌事務)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 労働者の福祉に関すること。
- (2) 雇用及び就業の促進に関すること。
- (3) 法第7条第2項に規定する熊本県職業能力開発計画その他産業人材の育成に関すること。

2 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、知事に意見を述べることができる。

#### (組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、関係労働者を代表する者、関係事業主を代表する者及び学識経験のある者のうちから、知事が任命する。この場合において、関係労働者を代表する委員及び関係事業主を代表する委員は、それぞれ同数とする。

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまでの間その職務を行なうものとする。

(特別委員)

第5条 審議会に、委員のほか、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、知事が任命する。

(会長)

第6条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、学識経験のある者のうちから任命された委員のうちから、委員が選挙する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(部会)

第7条 審議会は、必要があるときは、特定の事項を審議するため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び特別委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置く。

(会議)

第8条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、商工観光労働部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、知事が定める。

(施行期日)

1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

## 16 職員の配置状況

労働雇用総室 (平成20年4月1日現在)

区分	職員数 (人)		
	事務吏員	技術吏員	計
総室長	1	—	1
副総室長	1	—	1
産業人材育成室長	1	—	1
労政審議員	1	—	1
庶務班	3	—	3
労働企画班	6	—	6
労働福祉班	6	—	6
雇用対策班	5	—	5
公共訓練班	3	—	3
能力開発班	4	1	5
合 計	31	1	32

出先機関 (平成20年6月1日現在)

区分	職員数 (人)				
	管理部門	職業訓練部門		舎監 (非常勤)	計
		正職員	非常勤		
熊本高等技術訓練校	6	10	18	4	38
技術短期大学校	8	20	11	—	39
合 計	14	30	29	4	77

17 産業人材育成室の平成20年度予算(6月補正後)

(単位：千円)

予算科目	予算額	特定財源			一般財源
		国庫支出金	地方債	その他	
1 職業訓練総務費	254,736	57,679	0	290	196,767
(1) 職員給与費	128,646	0	0	0	128,646
(2) 職業能力開発業務 運営指導費	6,057	0	0	230	5,827
(3) 認定訓練事業費	76,347	38,046	0	0	38,301
(4) 技能向上対策費	43,686	19,633	0	60	23,993
2 職業能力開発校費	436,261	268,163	0	8,749	159,349
(1) 職員給与費	123,167	36,256	0	0	86,911
(2) 職業能力開発校運営費	25,598	0	0	55	25,543
(3) 職業能力開発事業費	283,782	230,050	0	8,694	45,038
(7) 一般訓練事業費	109,207	62,797	0	8,694	37,716
(イ) 委託訓練事業費	173,814	166,873	0	0	6,941
(ウ) 在職者訓練事業費	761	380	0	0	381
(4) 施設等整備費	3,714	1,857	0	0	1,857
3 技術短期大学校費	502,695	252,124	0	96,722	153,849
(1) 職員給与費	210,626	202,149	0	80,652	-72,175
(2) 短大運営費	292,069	49,975	0	16,070	226,024
4 失業対策総務費	24,592	0	0	0	24,592
(1) 雇用対策費	24,592	0	0	0	24,592
合 計	1,218,284	577,966	0	105,761	534,557